

議案第73号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
20007号線 の一部	54 97	4 00 ～ 4 55	さいたま市大宮区桜木町二丁目904番地先	さいたま市大宮区桜木町二丁目902番地先	
20010号線 の一部	49 95	2 42 ～ 3 37	さいたま市大宮区桜木町二丁目220番4地先	さいたま市大宮区桜木町二丁目221番1地先	
22039号線	519 20	4 60 ～ 10 40	さいたま市見沼区染谷二丁目46番1地先	さいたま市見沼区加田屋二丁目64番地先	
30700号線	7 90	3 00	さいたま市北区奈良町90番3地先	さいたま市北区奈良町90番3地先	
30970号線	62 40	0 91	さいたま市西区宮前町659番1地先	さいたま市西区宮前町659番1地先	
2215号線 の一部	56 10	4 50 ～ 7 60	さいたま市岩槻区大字平林寺字前原174番3地先	さいたま市岩槻区大字平林寺字前原40番4地先	
2416号線	13 90	4 90	さいたま市岩槻区並木一丁目3049番4地先	さいたま市岩槻区並木一丁目3050番12地先	
2663号線	6 90	3 60	さいたま市岩槻区並木一丁目3050番5地先	さいたま市岩槻区並木一丁目3050番5地先	